

第 1 5 回 軽米町議会臨時会

令和 7 年 5 月 1 2 日 (月)

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 常任委員の選任
- 日程第 4 議会運営委員の選任
- 日程第 5 報告第 1 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 6 報告第 2 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 7 議案第 1 号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 2 号 令和 6 年度軽米町一般会計補正予算 (第 1 0 号) の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 9 議案第 3 号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○出席議員（１１名）

1 番	田 中 祐 典 君	2 番	甲 斐 鉦 康 君
3 番	上 山 誠 君	4 番	西 舘 徳 松 君
5 番	江刺家 静 子 君	6 番	中 村 正 志 君
7 番	田 村 せ っ 君	8 番	茶 屋 隆 君
1 0 番	細谷地 多 門 君	1 1 番	本 田 秀 一 君
1 2 番	松 浦 満 雄 君		

○欠席議員（１名）

9 番 大 村 税 君

○地方自治法第１２１条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 本 賢 一 君
副 町 長	江刺家 雅 弘 君
総 務 課 長	日 山 一 則 君
政 策 推 進 課 長	野 中 孝 博 君
政 策 推 進 課 主 幹	鶴 飼 義 信 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	寺 地 隆 之 君
税 務 会 計 課 主 幹	於 本 博 之 君
町 民 生 活 課 長	輪 達 ひろか 君
健 康 福 祉 課 長	竹 澤 泰 司 君
健 康 福 祉 課 主 幹	日 向 安 子 君
産 業 振 興 課 長	輪 達 隆 志 君
地 域 整 備 課 長	神久保 恵 蔵 君
水 道 事 業 所 長	神久保 恵 蔵 君
教 育 委 員 会 教 育 長	小 林 昌 治 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長	古 舘 寿 徳 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	日 山 一 則 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	輪 達 隆 志 君
監 査 委 員 事 務 局 長	関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	関 向 孝 行 君
議 会 事 務 局 主 任	竹 林 亜 里 君
議 会 事 務 局 主 事 補	向屋敷 苺 君

◎開会及び開議の宣告

- 議長（松浦満雄君） ただいまから第15回軽米町議会臨時会を開会します。
ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
なお、大村税君から本日欠席する旨の届出がありました。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

◎諸般の報告

- 議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。
常任委員及び議会運営委員の任期は2年であり、令和7年5月9日をもって任期満了となりました。本日常任委員及び議会運営委員の選任を行います。
次に、本日付で町長から報告2件、議案3件の提出がありました。いずれも配布してございますので、朗読は省略いたします。
5月9日午前10時から議会運営委員会が開かれ、協議した結果、本臨時会の会期は本日1日間とし、議案3件については本会議場において審査することで協議が調った旨、議会運営委員長からの報告がありました。
以上で諸般の報告を終わります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において8番、茶屋隆君、10番、細谷地多門君の両名を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う者あり〕
○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間に決定しました。
-

◎常任委員の選任

○議長（松浦満雄君） 日程第３、常任委員の選任を行います。

軽米町議会委員会条例第３条第１項の規定により、常任委員の任期は２年となっております。これまでの常任委員は、令和７年５月９日をもって任期満了となりましたので、新たに常任委員の選任を行うものであります。

常任委員の定数は、軽米町議会委員会条例第２条の規定により、総務教育民生常任委員７人、産業建設常任委員７人及び議会報編集常任委員６人の定数になっております。また、常任委員の選任は、委員会条例第６条第４項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。常任委員の選任に当たっては、本会議を休憩し、全議員の協議によって各常任委員の割り振りを決め、その結果に基づいて指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、本会議を休憩の上、各常任委員の割り振りについて全議員で協議することにいたしました。

全議員での協議が調うまでの間、暫時休憩いたします。

午前１０時０５分 休憩

午前１０時０６分 再開

○議長（松浦満雄君） 会議を再開します。

お諮りします。各常任委員の選任については、委員会条例第６条第４項の規定によって、配布しました名簿のとおり、総務教育民生常任委員に田中祐典君、西舘徳松君、江刺家静子君、田村せつ君、茶屋隆君、本田秀一君の６人、産業建設常任委員に甲斐鉦康君、上山誠君、中村正志君、大村税君、細谷地多門君、松浦満雄の６人、議会報編集常任委員に田中祐典君、甲斐鉦康君、上山誠君、中村正志君、田村せつ君、茶屋隆君の６人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員は配布した名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議会運営委員の選任

○議長（松浦満雄君） 日程第４、議会運営委員の選任を行います。

軽米町議会委員会条例第４条の２第３項の規定により、議会運営委員の任期は２年となっております。これまでの議会運営委員は、令和７年５月９日をもって任期満了となりましたので、新たに議会運営委員の選任を行うものであります。

議会運営委員の定数は、軽米町議会委員会条例第4条の2第2項の規定により6人となっております。また、議会運営委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会運営委員の選任に当たっては、本会議を休憩し、全議員で協議を行い、その結果に基づいて指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、本会議を休憩し、全議員で協議することにいたします。

全議員での協議が調うまでの間、暫時休憩します。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（松浦満雄君） 会議を再開します。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、配布しました名簿のとおり、田中裕典君、上山誠君、江刺家静子君、中村正志君、田村せつ君、細谷地多門君の6人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は配布した名簿のとおり選任することに決定しました。

新たに選任された各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任については、軽米町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

それでは、直ちに各常任委員会、議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知します。

委員長、副委員長が決まりましたら、当職まで報告願います。

なお、委員長の互選の職務は、軽米町議会委員会条例第8条第2項の規定により、年長議員が取り仕切っていただくようお願いいたします。

それでは、委員長及び副委員長選任のため暫時休憩します。

午前10時11分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（松浦満雄君） 会議を再開します。

各常任委員会、議会運営委員会からそれぞれ委員長及び副委員長が決まった旨の報告がありましたので、お知らせします。

まず、常任委員会ですが、総務教育民生常任委員長に本田秀一君、副委員長に田村せつ君、産業建設常任委員長に上山誠君、副委員長に細谷地多門君、議会報編集常任委員長に中村正志君、副委員長に田村せつ君、また議会運営委員長に上山誠君、副委員長に中村正志君がそれぞれ決まった旨の報告がありました。

◎報告第１号及び報告第２号の一括上程、説明、質疑

○議長（松浦満雄君） 日程第５、報告第１号 専決処分事項の報告についてから日程第６、報告第２号 専決処分事項の報告についてまでの２件を一括して議題といたします。

提出の説明を求めます。

総務課長、日山一則君。

〔総務課長 日山一則君登壇〕

○総務課長（日山一則君） ただいま上程となりました報告２件につきましてご説明申し上げます。

報告第１号及び第２号の専決処分事項の報告につきましては、議会により委任を受け、町長が専決処分することができる事項として指定されているものについて専決処分したもので、地方自治法第１８０条第２項の規定により、それぞれ報告するものでございます。

報告第１号及び第２号の２件は、いずれも公用車物損事故に係る損害賠償額の決定及び和解することについて専決処分したものでございます。

報告第１号の専決処分書を御覧ください。和解及び損害賠償の相手方は、専決処分書に記載のとおりでございます。

和解の内容は、損害賠償の額を１万４，７５１円とし、当事者は今後本件に関しては異議を申し立てないこととし、令和７年４月２４日に示談したものでございます。

損害賠償の原因は、令和７年３月１７日午後１時３０分頃、ごみ収集業務のため道路走行中に、路肩に停車してあった相手方の車を追い越した際に接触し、車体に損害を与えたもので、過失割合については町が１００％として全額総合賠償保険により損害賠償するものでございます。

次に、報告第２号の専決処分書を御覧ください。和解及び損害賠償の相手方は、専決処分書に記載のとおりでございます。

和解の内容は、損害賠償の額を２３万９，９９０円とし、当事者は今後本件に関しては異議を申し立てないこととし、令和７年４月２４日に示談したものでございます。

損害賠償の原因は、令和７年３月１７日午前１１時頃、除雪業務中にバックした

際に、後方に停車していた相手方の車両と接触し、車体に損害を与えたもので、過失割合については町が100%として全額総合賠償保険により損害賠償するものでございます。

職員には、日頃から安全運転に十分注意するよう喚起しておりますが、今後におきましてもこうした事故のないよう、より一層の安全運転の指導の徹底に努めてまいります。

以上、ごみ収集業務及び除雪業務中に発生した物損事故の損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の内容についてご報告申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

江刺家静子君。

○5番（江刺家静子君） 除雪作業中の事故なのですけれども、私機械の名前がよく分からないのですが、大型特殊の運転免許を取って何年以上の資格がある人とかという、そういうふうな大型の特殊なああいう除雪機械の免許を持った職員というのは、何人いらっしゃるかちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（松浦満雄君） 地域整備課長、神久保恵蔵君。

○地域整備課長（神久保恵蔵君） ただいまの江刺家議員のご質問にお答えします。

今現在、地域整備課には正職員、運転手が1名、会計年度任用職員が2名、あと教育委員会事務局に1名、政策推進課に1名おりまして、全て除雪のためのというか、大型特殊自動車、あと除雪するための免許といたしましては車両系建設機械という作業するための免許も必要でございます。冬期間については、臨時的に会計年度任用職員のほうも採用しておりますが、現在いるのは政策推進課1名、教育委員会事務局1名、地域整備課3名で、運転業務のほうをしております。

説明は以上となります。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

○5番（江刺家静子君） ちょっと車の種類の名前が分からないのですけれども、萩田の車庫にとっても大きな除雪の機械があります。あれが来ると、本当に道路の幅いっぱいばいばいで、恐らくこれは米田地区だと思うのですが、あっちのほうには行かないような大きい機械なのですか。大きな除雪の機械がありますよね。ああいうものの免許を持っている人はいらっしゃるのですか。

○議長（松浦満雄君） 地域整備課長、神久保恵蔵君。

○地域整備課長（神久保恵蔵君） 江刺家議員の質問にお答えします。

先ほど年数、私答えなかったのですが、年数のほうはもう取得すれば運転は可能ですので、順次その技術向上のために取得していただいて、安全に努めております。

あと、米田の除雪については、本線については10トンダンプのトラックで除雪

してしまして、今の事故の案件があった箇所については１３トン級のドーザ、そのドーザについては大型特殊免許と車両系建設機械の免許が必要となっておりますので、そちらのほうを所持した者が除雪しております。

説明は以上となります。

○議長（松浦満雄君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は承認を求める事案ではございませんので、以上で報告第１号 専決処分事項の報告についてから報告第２号 専決処分事項の報告についてまでの２件を終了します。

◎議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第７、議案第１号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務会計課長、寺地隆之君。

〔税務会計課長 寺地隆之君登壇〕

○税務会計課長（寺地隆之君） 議案第１号の提案理由についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和７年４月１日に施行されたことに伴いまして、同日から一部改正法を適用させる必要がありましたことから、軽米町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和７年３月３１日に専決処分をさせていただきました。つきましては、同条第３項の規定によりまして、本議会で報告させていただくとともに、ご承認をお願いするものでございます。

報告説明は、新旧対照表により行わせていただきます。改正条例の１ページを御覧願います。最初に、公示送達に係る改正内容についてご説明申し上げます。第１９条でございます。納税義務者に納税通知等を届けることが困難な場合などに適用している公示送達につきまして、インターネットを用いる方法の定義を示した改正となります。これまで役場庁舎の掲示場に掲示することで行われていた公示送達について、町のホームページに公示事項を表示する措置を取るとともに、町の掲示場または町の事務所に設置したパソコン等の画面に表示することによって、公示送達を行うことを可能とするものです。

あわせて、この改正に伴い、第１９条の２の規定において、第１９条と重複する文言を整備してございます。

次に、住民税の関係でございます。今回の税制改正では、個人住民税の所得控除

の見直しを行うものでございます。1 ページの中ほどです。第35条の2につきましては、所得から差し引く人的控除に特定親族特別控除を追加するものでございます。特定親族とは、19歳以上23歳未満の大学生年代に相当する親族が所得金額を有し、扶養控除の対象外となる場合に、一定の所得額の範囲内であれば生計を同一にしている親などの納税義務者が特別控除を受けられることとするものでございます。

なお、扶養親族となるための所得要件につきましては、地方税法の改正により引上げが行われ、令和8年1月1日からは58万円以下に変更となるものでございます。この58万円の基準を超える場合も、特定親族の年代の方につきましては、123万円以下の所得であれば段階的な特別控除の対象となるもので、既存の配偶者特別控除と同様に、特定親族の方の所得が増えるに従って控除の額が減少する仕組みとなっております。住民税における特定親族特別控除額は、最大で45万円、最小で3万円となるものでございます。

この改正に伴い、1 ページの下段、第37条の2から、3 ページの第37条の3の3までの記載事項については、特定親族を追加するとともに語句の整理等を行ったものでございます。

次に、軽自動車税についてご説明申し上げます。5 ページの一番上の第79条を御覧ください。こちらは、軽自動車税の種別割に係る原動機付自転車の車両区分の見直しとなります。第79条第1項第1号のウにつきまして、車両区分を総排気量0.125リットル以下、かつ最高出力4.0キロワット以下のものに改めたものでございます。現在流通しております50cc以下の原動機付自転車につきまして、今後見込まれている排出ガスの法規制への適合が困難なことから、メーカーによる生産は近々終了するとされております。それに伴って、道路運送車両法の規定区分が見直され、原付免許で運転できる第1種原動機付自転車として新たに排気量125cc以下のバイクが追加されております。ただし、その最高出力は4キロワット以下に制限されておりますことから、この条件に適合する課税車両区分を新たに設けるものでございます。税額につきましては、現行の50cc以下の原付バイクと同額の2,000円とするものでございます。

これに伴い、第85条の2における記載事項についても新たな車両区分を追加してございます。

続きまして、同じく5 ページの下段、第86条関係でございます。身体障がい者等に対する軽自動車税種別割の減免規定となります。道路交通法の一部改正により、運転免許証と個人番号カードの一体化が可能となり、いわゆるマイナ免許証が導入されましたことから、減免手続における運転免許証の提示の定めについて、マイナ免許証に対応するよう整備するものでございます。

次に、国民健康保険税についてご説明申し上げます。今回の国民健康保険税に係る税制改正では、課税限度額の見直しと低所得者に係る軽減措置の拡充を行うものでございます。6 ページの下段、第 1 2 7 条を御覧ください。国民健康保険税の課税限度額でございますが、負担の公平性の確保及び中間所得層の軽減を図る観点から、基礎課税額に係る課税限度額を 6 5 万円から 6 6 万円に、後期高齢者支援金に係る課税限度額を 2 4 万円から 2 6 万円に改正するものでございます。

これにあわせまして、7 ページの第 1 4 8 条における国民健康保険税の減額につきましても、課税限度額の引上げに伴い、軽減判定所得の基となる所得判定基準額を引き上げ、軽減対象の範囲を拡大するものでございます。第 1 項第 2 号におきまして、5 割軽減については世帯員 1 人につき 2 9 万 5, 0 0 0 円から 3 0 万 5, 0 0 0 円に引き上げるものでございます。また、第 3 号におきまして、2 割軽減については世帯員 1 人につき 5 4 万 5, 0 0 0 円から 5 6 万円に引き上げるものでございます。

次に、8 ページからは附則の改正となっております。附則第 1 0 条の 2 及び第 1 0 条の 3 関係につきましましては、固定資産税に係る改正でございます。まず、附則第 1 0 条の 2 につきましましては、わがまち特例の割合について定めたものでございますが、地方税法附則の見直しに伴う項ずれを改正するもので、引用条文の内容については変更ございません。

続きまして、附則第 1 0 条の 3 関係につきましましては、マンションに係る固定資産税の減額を受ける場合の申告等についての内容でございます。建物の長寿命化に資する大規模修繕工事を行った特定マンションに係る税額の減額措置について、申告の手续に見直しを加えるとともに、適用期限を令和 9 年 3 月 3 1 日まで 2 年延長するものでございます。

次に、同じく 8 ページ、附則第 1 6 条の 2 の 2 以降につきましましては、たばこ税の関係でございます。今回のたばこ税に係る税制改正は、国のたばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税における加熱式たばこの課税方式と税率の引上げ等について定めるものでございます。附則第 1 6 条の 2 の 2 につきましましては、加熱式たばこの課税に当たり、紙巻きたばこに相当する本数に換算する際に、重量と価格の 2 点を基に算出していた従来の方式を改めるもので、課税標準の特例により、当分の間重量のみで算出する旨規定したものでございます。これにより、紙巻きたばこへの換算を増やすことで、加熱式たばこの税負担が紙巻きたばこの水準に近づくよう引上げを行うものでございます。

具体的には、これまで紙巻きたばこ 1 本分に相当する加熱式たばこを 0. 4 グラムと定めてございましたが、改正によりスティック状の加熱式たばこは 0. 3 5 グラム、それ以外の加熱式たばこは 0. 2 グラムに改めるものとなります。この新た

な課税方式につきましては、令和 8 年 4 月から開始となりますが、激変緩和の観点から令和 8 年 4 月以降と令和 8 年 10 月以降の 2 段階で見直しを実施するものでございます。段階を設け、新たな課税方式に移行することにつきましては、11 ページの改正附則第 6 条に規定してございます。

なお、今回の見直しにより、加熱式たばこの店頭売渡価格につきましては、国税、地方税を合わせて 1 箱最大 100 円程度の値上げとなると見込まれております。

以上、改正の主な内容についてご説明申し上げましたが、その他法改正により本条例中の引用条文のずれなどが生じるものがございますので、語句の整理等も含めて所定の整備を行わせていただきました。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 1 号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

したがって、議案第 1 号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第 8、議案第 2 号 令和 6 年度軽米町一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、日山一則君。

〔総務課長 日山一則君登壇〕

○総務課長（日山一則君） 議案第 2 号の提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年度軽米町一般会計補正予算（第 10 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したことについて、同条第 3 項の規定に基づき議会の承認をお願いするものでございます。

予算書 1 ページを御覧ください。補正予算の内容でございますが、第 1 表、繰越明許費補正として、10 款教育費、1 項教育総務費のスクールバス購入事業 2, 140 万 5, 000 円を追加するものでございます。令和 6 年度事業として進めておりましたスクールバス購入事業において、本年 3 月 18 日に受注先より北陸地方の大地震、大雨災害等の影響による生産遅延及び製造メーカーへの発注作業確認等の不備により、年度内の事業完了、納品ができないとの報告がありました。そのため、令和 7 年度に予算を繰り越す必要が生じたことから、関係予算の繰越明許費の設定を行うため、令和 7 年 3 月 24 日、繰越明許費設定に係る補正予算を専決処分したものでございます。予算措置後におきましては、スクールバスの納期について、令和 7 年 8 月 29 日とする変更契約を行うとともに、新たな車両が納品されるまでの期間については、更新予定の車両を使用し、スクールバス運行に支障のないよう対応しております。

ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 2 号 令和 6 年度軽米町一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

したがって、議案第 2 号 令和 6 年度軽米町一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分に関し承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第 9、議案第 3 号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

〔教育委員会事務局教育次長 古舘寿徳君登壇〕

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） 議案第３号の提案理由についてご説明いたします。

議案第３号は、財産の取得に関し議決をお願いするものでございます。軽米町学校給食共同調理場の備品を取得するため、地方自治法第９６条第１項第８号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

取得する財産は、真空冷却機及びボイラー一式であります。

取得予定価格は、１，０８６万２，５００円。

取得の方法は、岩手県盛岡市みたけ５丁目７番１６号、日本調理機株式会社東北支店盛岡営業所から買い入れるものでございます。

今回の取得については、古くなった真空冷却機とボイラーの更新を図るためのものでございます。

なお、関係資料として、仕様概要、入札結果表を添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、議案第３号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。
この採決は起立によって行います。

議案第３号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

したがって、議案第３号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） 会議を閉じます。

これをもって第 15 回軽米町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

(午前 10 時 42 分)